名張市民センター和室改修に伴う出店事業者の募集要項

１．事業概要

　　　名張市民センター和室をコーヒーやランチ等の提供を通して多くの人が集い、語らう場として活用していくため、そこで飲食物を提供できる事業者を募集します。

２．募集対象者

　　○　本事業の募集対象者は、以下の要件をすべて満たす者であることが必要です。

　　①　平成３０年４月１日から創業開始できる者。

　　②　訴訟や法令順守上の問題を抱えている者でないこと。

　　③　応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会勢力でないこと、また、反社会勢力との関係を有しないこと。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合も対象外とします。

　　④　事業開始後、名張市に居住（住民票取得も含む）し、事業することができる者。

　　⑤　居住地において住民税等の税滞納のない者。

３．募集要件

　　○　募集について以下の要件をすべて満たすことが必要です。

　　①　画一的な事業（チェーン店等）で、独自性を反映できない事業でないこと。

　　②　本社がある事業の支店等（他市でビジネスが確立している事業）でないこと。

　　③　利益を主としていない事業や宗教・政治・文化団体等の業種でないこと。

　　④　応募者本人が考えたビジネスアイデアであること。

　　⑤　公序良俗に問題のない事業であること。

　　⑥　公的な資金の使途として社会通念上、適切であると判断される事業であること。

　　⑦　事業開始前後において名張市や各種メディアからの取材依頼やメディアへの出演依頼があった場合に誠実に対応できる者であること。

　　⑧　事業開始において金融機関から融資を受ける際に、融資が十分見込める事業（採算の取れる）であること。

４．事業をおこなう施設について

　　○　事業を行う施設は、名張市民センターの和室のうち、約５０．１㎡です。

（　厨房１０．１㎡、食堂２１．６㎡、供用部分１８．４㎡（廊下））

・収容人員は最大２４名（予定）。

５．店舗の工事について

　　○　店舗内の厨房の工事、食堂の内装については予算の範囲内で事業主の要望を聞き行います。これに係る事業主の費用負担はありません。

６．開業に伴う支援

　　○　開業に伴い、２００万円を限度に支援します。

７．使用料

　　○　利用する厨房及び食堂部分についての使用料は、名張市市民センター条例に基づき徴収します。

８．問い合わせ先

　　名張地区まちづくり推進協議会（名張市民センター内）　℡0595‐64‐2605